

平成十九年経済産業省令第十二号

商店街振興組合法規則

中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第七十五号）の施行に伴い、並びに商店街振興組合法（昭和三十七年法律第四十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、商店街振興組合法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十三号）の全部を改正する省令を次のように定める。

目次

第一章 商店街振興組合法規則
第二章 商店街振興組合法施行規則
第三章 共済契約の制限（第一条）
第四章 管理
第一節 役員及び理事会（第五条—第十五条）
第二節 決算関係書類
第一款 総則（第十六条—第十九条）
第二款 財産目録（第二十条）
第三款 貸借対照表（第二十一条—第三十一条）
第四款 損益計算書（第三十三条—第四十一条）
第五款 剰余金処分案又は損失処理案（第四十二条—第四十四条）
第六款 事業報告書（第四十五条—第四十八条）
第七款 監査（第五十条—第五十二条）
第八節 決算関係書類及び事業報告書の組合員への提供（第五十三条—第五十五条）
第九節 会計帳簿
第一款 総則（第五十六条）
第二款 資産及び負債の評価（第五十七条）
第三款 純資産（第五十九条・第六十条）
第七節 総会の招集手続等（第六十一条—第六十六条）
第八節 余裕金運用の制限（第六十七条）
第五章 解散及び清算並びに合併（第六十八条）
第六章 雜則（第七十四条—第七十六条）
附則（第七十三条）

第一章 共済契約の制限

法第二十一条第三項（法第三十五条第八項において準用する場合を含む。）に規定する

経済産業省令で定めるものは、次に掲げる方法

とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

二 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の

の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に

係る電子計算機に備えられたファイルに記

録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えら

れたファイルに記録された情報の内容を電

気通信回線を通じて情報の提供を受ける者

の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者

の使用に係る電子計算機に備えられたフ

ァイルに当該情報を記録する方法

二 電磁的記録媒体（電子的方式、磁的方式その他の知覚によつては認識することができる

その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る

記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製

するファイルに情報を記録したものを受け付

する方法

三 創立総会の議事録は、書面又は電磁的記録

といふ。以下同じ。）をもつて作成しなければな

らない。

四 創立総会の議事録は、次に掲げる事項を内容

とするものでなければならぬ。

五 創立総会が開催された日時及び場所

六 創立総会の議事の経過の要領及びその結果

七 創立総会に出席した発起人又は設立当時の

役員の氏名又は名称

八 創立総会の議長の氏名

九 議事録の作成に係る職務を行つた発起人の

氏名又は名称

（組合の設立の認可の申請）

四 設立の認可の申請

五 議事録の作成に係る職務を行つた発起人の

氏名又は名称

（組合の設立の認可の申請）

二 創立総会が開催された日時及び場所

三 創立総会の議事の経過の要領及びその結果

四 創立総会に出席した発起人又は設立当時の

役員の氏名又は名称

五 設立の認可の申請

六 設立の認可の申請

七 設立の認可の申請

八 設立の認可の申請

九 設立の認可の申請

一 創立総会が開催された日時及び場所

二 創立総会の議事の経過の要領及びその結果

三 創立総会に出席した発起人又は設立当時の

役員の氏名又は名称

四 設立の認可の申請

五 設立の認可の申請

六 設立の認可の申請

七 設立の認可の申請

八 設立の認可の申請

九 設立の認可の申請

一 創立総会が開催された日時及び場所

二 創立総会の議事の経過の要領及びその結果

三 創立総会に出席した発起人又は設立当時の

役員の氏名又は名称

四 設立の認可の申請

五 設立の認可の申請

六 設立の認可の申請

七 設立の認可の申請

八 設立の認可の申請

九 設立の認可の申請

一 創立総会が開催された日時及び場所

二 創立総会の議事の経過の要領及びその結果

三 創立総会に出席した発起人又は設立当時の

役員の氏名又は名称

四 設立の認可の申請

五 設立の認可の申請

六 設立の認可の申請

七 設立の認可の申請

八 設立の認可の申請

九 設立の認可の申請

一 創立総会が開催された日時及び場所

二 創立総会の議事の経過の要領及びその結果

三 創立総会に出席した発起人又は設立当時の

役員の氏名又は名称

四 設立の認可の申請

五 設立の認可の申請

六 設立の認可の申請

七 設立の認可の申請

八 設立の認可の申請

九 設立の認可の申請

一 創立総会が開催された日時及び場所

二 創立総会の議事の経過の要領及びその結果

三 創立総会に出席した発起人又は設立当時の

役員の氏名又は名称

四 設立の認可の申請

五 設立の認可の申請

六 設立の認可の申請

七 設立の認可の申請

八 設立の認可の申請

九 設立の認可の申請

一 創立総会が開催された日時及び場所

二 創立総会の議事の経過の要領及びその結果

三 創立総会に出席した発起人又は設立当時の

役員の氏名又は名称

四 設立の認可の申請

五 設立の認可の申請

六 設立の認可の申請

七 設立の認可の申請

八 設立の認可の申請

一 創立総会が開催された日時及び場所

二 創立総会の議事の経過の要領及びその結果

三 創立総会に出席した発起人又は設立当時の

役員の氏名又は名称

四 設立の認可の申請

五 設立の認可の申請

六 設立の認可の申請

七 設立の認可の申請

八 設立の認可の申請

九 設立の認可の申請

一 創立総会が開催された日時及び場所

二 創立総会の議事の経過の要領及びその結果

三 創立総会に出席した発起人又は設立当時の

役員の氏名又は名称

四 設立の認可の申請

五 設立の認可の申請

六 設立の認可の申請

七 設立の認可の申請

八 設立の認可の申請

九 設立の認可の申請

一 創立総会が開催された日時及び場所

二 創立総会の議事の経過の要領及びその結果

三 創立総会に出席した発起人又は設立当時の

役員の氏名又は名称

四 設立の認可の申請

五 設立の認可の申請

六 設立の認可の申請

七 設立の認可の申請

八 設立の認可の申請

九 設立の認可の申請

一 創立総会が開催された日時及び場所

二 創立総会の議事の経過の要領及びその結果

三 創立総会に出席した発起人又は設立当時の

役員の氏名又は名称

四 設立の認可の申請

五 設立の認可の申請

六 設立の認可の申請

七 設立の認可の申請

八 設立の認可の申請

九 設立の認可の申請

一 創立総会が開催された日時及び場所

二 創立総会の議事の経過の要領及びその結果

三 創立総会に出席した発起人又は設立当時の

役員の氏名又は名称

四 設立の認可の申請

五 設立の認可の申請

六 設立の認可の申請

七 設立の認可の申請

八 設立の認可の申請

を保険者が填補することを目的として締結されるもの

(責任追及等の訴えの提起の請求方法)

第十四条 法第五十一条の六において準用する会社法第八百四十七条第一項（法第七十八条において準用する場合を含む。）に規定する経済産業省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 被告となるべき者

二 請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実

（訴えを提起しない理由の通知方法）

第十五条 法第五十一条の六において準用する会社法第八百四十七条第四項（法第七十八条において準用する場合を含む。）に規定する経済産業省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 組合が行った調査の内容（次号の判断の基礎とした資料を含む。）
二 請求対象者の責任又は義務の有無についての判断
三 請求対象者に責任又は義務があると判断した場合において、責任追及等の訴え（法第五十条の六において準用する会社法第八百四十七条第一項（法第七十八条において準用する場合を含む。）に規定する責任追及等の訴えをいう。）を提起しないときは、その理由

第二節 決算関係書類

第一款 総則

（会計慣行のしん酌）

第十六条 この章（第一節、第七節及び第八節を除く。）及び第七十条から第七十三条までの用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の会計の慣行をしん酌しなければならない。（金額の表示の単位）

第十七条 法第五十三条第一項に規定する組合の成立の日における貸借対照表及び同条第二項（法第七十八条において準用する場合を含む。）に規定する組合が作成すべき決算関係書類（剩余金処分案又は損失処理案を除く。）に係る事項の金額は、一円単位又は千円単位をもつて表示するものとする。

2 剩余金処分案又は損失処理案については、一円単位で表示するものとする。

（成立の日の貸借対照表）

第十八条 法第五十三条第一項の規定により作成すべき貸借対照表は、組合の成立の日における会計帳簿に基づき作成しなければならない。

（各事業年度に係る決算関係書類）

第十九条 各事業年度に係る決算関係書類の作成に係る期間は、当該事業年度の前事業年度の末日の翌日（当該事業年度の前事業年度がない場合は、成り立った日）から当該事業年度の末日までの期間とする。この場合において、当該期間は、一年（事業年度の末日を変更する場合における変更後の最初の事業年度については、一年六月）を超えることができない。

2 法第五十三条第二項（法第七十八条において準用する場合を含む。）の規定により組合が作成すべき各事業年度に係る決算関係書類は、当該事業年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。

3 法第五十三条第二項（法第七十八条において準用する場合を含む。）の規定により各事業年度ごとに組合が作成すべき財産目録については、この条の定めるところによる。

2 表示しなければならない。

2 一 資産
二 負債

3 正味資産

2 一 資産
二 負債

3 資産の部又は負債の部の各項目は、当該項目に係る資産又は負債を示す適當な名称を付した項目に細分することができる。

3 第三款 貸借対照表

（通則）

第二十一条 法第五十三条第一項に規定する組合の成立の日における貸借対照表及び法第五十三条第二項（法第七十八条において準用する場合を含む。）の規定により各事業年度ごとに組合が作成すべき財産目録については、この条の定めるところによる。

2 表示しなければならない。

2 一 資産
二 負債

3 資産の部又は負債の部の各項目は、当該項目に係る資産又は負債を示す適當な名称を付した項目に細分することができる。

3 第三款 貸借対照表

（通則）

二 第二十二条 貸借対照表は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。

2 一 資産
二 負債

3 純資産

（資産の部の区分）

第二十三条 資産の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目（第二号に掲げる項目を除く。）は、適当な項目に細分しなければならない。

一 流動資産

二 固定資産

三 繰延資産

2 固定資産に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目は、適當な項目に細分しなければならない。

一 有形固定資産

二 無形固定資産

三 外部出資その他の資産

2 有形固定資産に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目は、適當な項目に細分しなければならない。

一 受取手形（通常の取引（当該組合の事業目的のための営業活動において、経常的に又は短期間に循環して発生する取引をいふ。）に基づいて発生した手形債権（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に弁済を受けることができないことが明らかなものを除く。））をいふ預金を除く。）

2 現金及び預金（一年内に期限の到来しない現金を除く。）

3 廉価買取手形（通常の取引（当該組合の事業目的のための営業活動において、経常的に又は短期間に循環して発生する取引をいふ。）に基づいて発生した手形債権（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に弁済を受けることができないことが明らかなものを除く。））をいふ預金を除く。）

4 廉価買取手形（通常の取引（当該組合の事業目的のための営業活動において、経常的に又は短期間に循環して発生する取引をいふ。）に基づいて発生した手形債権（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に弁済を受けることができないことが明らかなものを除く。））をいふ預金を除く。）

5 廉価買取手形（通常の取引（当該組合の事業目的のための営業活動において、経常的に又は短期間に循環して発生する取引をいふ。）に基づいて発生した手形債権（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に弁済を受けることができないことが明らかなものを除く。））をいふ預金を除く。）

6 廉価買取手形（通常の取引（当該組合の事業目的のための営業活動において、経常的に又は短期間に循環して発生する取引をいふ。）に基づいて発生した手形債権（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に弁済を受けることができないことが明らかなものを除く。））をいふ預金を除く。）

7 廉価買取手形（通常の取引（当該組合の事業目的のための営業活動において、経常的に又は短期間に循環して発生する取引をいふ。）に基づいて発生した手形債権（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に弁済を受けることができないことが明らかなものを除く。））をいふ預金を除く。）

8 廉価買取手形（通常の取引（当該組合の事業目的のための営業活動において、経常的に又は短期間に循環して発生する取引をいふ。）に基づいて発生した手形債権（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に弁済を受けることができないことが明らかなものを除く。））をいふ預金を除く。）

9 廉価買取手形（通常の取引（当該組合の事業目的のための営業活動において、経常的に又は短期間に循環して発生する取引をいふ。）に基づいて発生した手形債権（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に弁済を受けることができないことが明らかなものを除く。））をいふ預金を除く。）

10 廉価買取手形（通常の取引（当該組合の事業目的のための営業活動において、経常的に又は短期間に循環して発生する取引をいふ。）に基づいて発生した手形債権（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に弁済を受けることができないことが明らかなものを除く。））をいふ預金を除く。）

11 廉価買取手形（通常の取引（当該組合の事業目的のための営業活動において、経常的に又は短期間に循環して発生する取引をいふ。）に基づいて発生した手形債権（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に弁済を受けることができないことが明らかなものを除く。））をいふ預金を除く。）

12 廉価買取手形（通常の取引（当該組合の事業目的のための営業活動において、経常的に又は短期間に循環して発生する取引をいふ。）に基づいて発生した手形債権（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に弁済を受けることができないことが明らかなものを除く。））をいふ預金を除く。）

13 廉価買取手形（通常の取引（当該組合の事業目的のための営業活動において、経常的に又は短期間に循環して発生する取引をいふ。）に基づいて発生した手形債権（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に弁済を受けることができないことが明らかなものを除く。））をいふ預金を除く。）

14 廉価買取手形（通常の取引（当該組合の事業目的のための営業活動において、経常的に又は短期間に循環して発生する取引をいふ。）に基づいて発生した手形債権（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に弁済を受けることができないことが明らかなものを除く。））をいふ預金を除く。）

15 廉価買取手形（通常の取引（当該組合の事業目的のための営業活動において、経常的に又は短期間に循環して発生する取引をいふ。）に基づいて発生した手形債権（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に弁済を受けることができないことが明らかなものを除く。））をいふ預金を除く。）

16 廉価買取手形（通常の取引（当該組合の事業目的のための営業活動において、経常的に又は短期間に循環して発生する取引をいふ。）に基づいて発生した手形債権（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に弁済を受けることができないことが明らかなものを除く。））をいふ預金を除く。）

17 廉価買取手形（通常の取引（当該組合の事業目的のための営業活動において、経常的に又は短期間に循環して発生する取引をいふ。）に基づいて発生した手形債権（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に弁済を受けることができないことが明らかなものを除く。））をいふ預金を除く。）

18 廉価買取手形（通常の取引（当該組合の事業目的のための営業活動において、経常的に又は短期間に循環して発生する取引をいふ。）に基づいて発生した手形債権（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に弁済を受けることができないことが明らかなものを除く。））をいふ預金を除く。）

19 廉価買取手形（通常の取引（当該組合の事業目的のための営業活動において、経常的に又は短期間に循環して発生する取引をいふ。）に基づいて発生した手形債権（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に弁済を受けることができないことが明らかなものを除く。））をいふ預金を除く。）

20 廉価買取手形（通常の取引（当該組合の事業目的のための営業活動において、経常的に又は短期間に循環して発生する取引をいふ。）に基づいて発生した手形債権（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に弁済を受けることができないことが明らかなものを除く。））をいふ預金を除く。）

21 廉価買取手形（通常の取引（当該組合の事業目的のための営業活動において、経常的に又は短期間に循環して発生する取引をいふ。）に基づいて発生した手形債権（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に弁済を受けることができないことが明らかなものを除く。））をいふ預金を除く。）

22 廉価買取手形（通常の取引（当該組合の事業目的のための営業活動において、経常的に又は短期間に循環して発生する取引をいふ。）に基づいて発生した手形債権（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に弁済を受けることができないことが明らかなものを除く。））をいふ預金を除く。）

23 廉価買取手形（通常の取引（当該組合の事業目的のための営業活動において、経常的に又は短期間に循環して発生する取引をいふ。）に基づいて発生した手形債権（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に弁済を受けることができないことが明らかなものを除く。））をいふ預金を除く。）

24 廉価買取手形（通常の取引（当該組合の事業目的のための営業活動において、経常的に又は短期間に循環して発生する取引をいふ。）に基づいて発生した手形債権（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に弁済を受けることができないことが明らかなものを除く。））をいふ預金を除く。）

25 廉価買取手形（通常の取引（当該組合の事業目的のための営業活動において、経常的に又は短期間に循環して発生する取引をいふ。）に基づいて発生した手形債権（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に弁済を受けることができないことが明らかなものを除く。））をいふ預金を除く。）

26 廉価買取手形（通常の取引（当該組合の事業目的のための営業活動において、経常的に又は短期間に循環して発生する取引をいふ。）に基づいて発生した手形債権（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に弁済を受けることができないことが明らかなものを除く。））をいふ預金を除く。）

27 廉価買取手形（通常の取引（当該組合の事業目的のための営業活動において、経常的に又は短期間に循環して発生する取引をいふ。）に基づいて発生した手形債権（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に弁済を受けることができないことが明らかなものを除く。））をいふ預金を除く。）

28 廉価買取手形（通常の取引（当該組合の事業目的のための営業活動において、経常的に又は短期間に循環して発生する取引をいふ。）に基づいて発生した手形債権（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に弁済を受けることができないことが明らかなものを除く。））をいふ預金を除く。）

29 廉価買取手形（通常の取引（当該組合の事業目的のための営業活動において、経常的に又は短期間に循環して発生する取引をいふ。）に基づいて発生した手形債権（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に弁済を受けることができないことが明らかなものを除く。））をいふ預金を除く。）

30 廉価買取手形（通常の取引（当該組合の事業目的のための営業活動において、経常的に又は短期間に循環して発生する取引をいふ。）に基づいて発生した手形債権（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に弁済を受けることができないことが明らかなものを除く。））をいふ預金を除く。）

31 廉価買取手形（通常の取引（当該組合の事業目的のための営業活動において、経常的に又は短期間に循環して発生する取引をいふ。）に基づいて発生した手形債権（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に弁済を受けることができないことが明らかなものを除く。））をいふ預金を除く。）

（権利、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に弁済を受けることができないことが明らかなものを除く。）

（2）特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産

イ 税金資産であつて、一年内に取り崩されると認められるもの

タ その他の資産であつて、一年内に現金化できると認められるもの

（3）税金資産

イ 建物及び暖房、照明、通風等の付属設備

ロ 構築物（ドック、橋、岸壁、さん橋、軌道、貯水池、坑道、煙突その他土地に定着する土木設備又は工作物をいう。）

ハ 機械及び装置並びにホイスト、コンベヤー、起重機等の搬送設備その他の付属設備

ニ 船舶及び水上運搬具

ト 土地

チ 建設仮勘定（イからトまでに掲げる資産で事業の用に供するものを建設した場合における支出及び当該建設の目的のために充當した材料をいう。）

リ その他の有形資産であつて、有形固定資産に属する資産とすべきもの

（4）特許権

ト 借地権（地上権を含む。）

ハ ロイド

ニ 実用新案権

ト ヘンケル

ヘ 鉱業権

ト 漁業権（入漁権を含む。）

（5）前払費用であつて、一年内に費用となるべきもの

ヲ 前払費用

（6）貸付金（法第十三第三号又は第十九条第一項第四号の事業を行ったための貸付金をいう。）

カ 貸付金

（7）未収収益

（8）次に掲げる繰延税金資産

（9）十九条第一項第四号の事業を行ったための貸付金を除く。

（10）流动資産

（11）流动資産に属する資産又は流动負債に属する負債に関連する繰延税金資産

（12）特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産

（13）税金資産

（14）税金資産であつて、一年内に取り崩されると認められるもの

（15）その他の資産であつて、一年内に現金化できると認められるもの

（16）税金資産

（17）税金資産

（18）税金資産

（19）税金資産

（20）税金資産

（21）税金資産

（22）税金資産

（23）税金資産

（24）税金資産

（25）税金資産

（26）税金資産

（27）税金資産

（28）税金資産

（29）税金資産

（30）税金資産

（31）税金資産

（32）税金資産

（33）税金資産

（34）税金資産

（35）税金資産

（36）税金資産

（37）税金資産

（38）税金資産

（39）税金資産

（40）税金資産

（41）税金資産

（42）税金資産

（43）税金資産

（44）税金資産

（45）税金資産

（46）税金資産

（47）税金資産

（48）税金資産

（49）税金資産

（50）税金資産

（51）税金資産

（52）税金資産

（53）税金資産

（54）税金資産

（55）税金資産

（56）税金資産

（57）税金資産

（58）税金資産

（59）税金資産

（60）税金資産

（61）税金資産

（62）税金資産

（63）税金資産

（64）税金資産

（65）税金資産

（66）税金資産

（67）税金資産

（68）税金資産

（69）税金資産

（70）税金資産

（71）税金資産

（72）税金資産

（73）税金資産

（74）税金資産

（75）税金資産

（76）税金資産

（77）税金資産

（78）税金資産

（79）税金資産

（80）税金資産

（81）税金資産

（82）税金資産

（83）税金資産

（84）税金資産

（85）税金資産

（86）税金資産

（87）税金資産

（88）税金資産

（89）税金資産

（90）税金資産

（91）税金資産

（92）税金資産

（93）税金資産

（94）税金資産

（95）税金資産

（96）税金資産

（97）税金資産

（98）税金資産

（99）税金資産

（100）税金資産

（101）税金資産

（102）税金資産

（103）税金資産

（104）税金資産

（105）税金資産

（106）税金資産

（107）税金資産

（108）税金資産

（109）税金資産

（110）税金資産

（111）税金資産

（112）税金資産

（113）税金資産

（114）税金資産

（115）税金資産

（116）税金資産

（117）税金資産

（118）税金資産

（119）税金資産

（120）税金資産

（121）税金資産

（122）税金資産

（123）税金資産

（124）税金資産

（125）税金資産

（126）税金資産

（127）税金資産

（128）税金資産

（129）税金資産

（130）税金資産

（131）税金資産

（132）税金資産

（133）税金資産

（134）税金資産

（135）税金資産

（136）税金資産

（137）税金資産

（138）税金資産

（139）税金資産

（140）税金資産

（141）税金資産

（142）税金資産

（143）税金資産

（144）税金資産

（145）税金資産

（146）税金資産

（147）税金資産

（148）税金資産

（149）税金資産

（150）税金資産

（151）税金資産

（152）税金資産

（153）税金資産

（154）税金資産

（155）税金資産

（156）税金資産

（157）税金資産

（158）税金資産

（159）税金資産

（160）税金資産

（161）税金資産

（162）税金資産

（163）税金資産

（164）税金資産

（165）税金資産

（166）税金資産

（167）税金資産

（168）税金資産

（169）税金資産

（170）税金資産

（171）税金資産

（172）税金資産

（173）税金資産

（174）税金資産

（175）税金資産

（176）税金資産

（177）税金資産

（178）税金資産

（179）税金資産

（180）税金資産

（181）税金資産

（182）税金資産

（183）税金資産

（184

四 リ ソフトウエアリ その他の無形資産であつて、無形固定資産に属する資産とすべきものに属する法人等の株式及び持分その他これらに準ずるものをいう。(以下同じ。)

四 口 長期保有有価証券(満期保有目的の債券(満期まで所有する意図をもつて保有する債券であつて満期まで所有する意図をもつて取得したもの)をいう。以下同じ。)その他の流動資産又は外部出資に属しない有価証券をいう。)

八 長期前払費用

二 次に掲げる繰延税金資産

(1) 有形固定資産、無形固定資産若しくは外部出資その他の資産に属する資産又は固定負債に属する負債に関連する繰延税金資産

(2) 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産であつて、一年内に取り崩されると認められないもの

ホ その他の資産であつて、外部出資その他の資産に属する資産とすべきもの

ヘ その他の資産であつて、流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は繰延資産に属しないもの

五 繰延資産として計上することが適當であると認められるものの繰延資産

4 前項に規定する「一年内」とは、次の各号に掲げる貸借対照表の区分に応じ、当該各号に定める日から起算して一年以内の日をいう(次条において同じ)。

一 成立の日における貸借対照表の日

二 事業年度に係る貸借対照表 事業年度の末
日の翌日

(負債の部の区分)

第二十四条 負債の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目は、適當な項目に細分しなければならない。

一 流動負債

二 固定負債

2 次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一 次に掲げる負債 流動負債

イ 支払手形（通常の取引に基づいて発生した手形債務をいう。）

(2) 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債であつて、一年内に取り崩されると認められる場合

他有価証券（売買目的有価証券、満期保有目的の債券及び子会社の株式以外の有価証券をいう。）の評価差額をいう。）その他適当な名称を

他有価証券（売買目的有価証券、満期保有目的の債券及び子会社の株式以外の有価証券をいう。）の評価差額をいう。）その他適当な名称を付した項目に細分しなければならない。

第二十六條 各資産に係る引当金は、次項の規定による場合のほか、当該各資産の項目に對する金控除項目として、貸倒引当金その他該引当金の支拂二回以上未だ清償せざりて、

の設定目的を示す名稱を付した項目をもつて表示しなければならない。ただし、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、外部出資その他の資産までは決算年次報告書に記入しない。

資産又は継続資産の区分に応じ、これらの資産に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。

各資産に係る引当金は、当該各資産の金額から直接控除し、その控除高を当該各資産の金額として表示する。ただし、(イ)成五萬円又は十萬円(表六)

八
凡ての固定資産の項目は文書する控除項目として減価償却累計額の項目をもつて表示しなければならない。ただし、これらが有形表示資産に対しらる空余項目として一括して表示する一事と方

2 各有形固定資産に対する減価償却累計額は、
当該各有形固定資産の金額につき直接空余額、そ
うしないで表示することを好
い。

（有形固定資産に対する減員損失累計額の表示）

第二十八条 各有形固定資産に対する減損損失累計額は、次項及び第三項の規定による場合のほか、当該各有形固定資産の金額（前条第二項の

規定により有形固定資産に対する減価償却累計額を当該有形固定資産の金額から直接控除しているときは、その空余後の金額）から直接受け

2 税額を支拂う各有所形固定資産に対する減損額として表示しなければならない。

損失累計額は、当該各形固定資産の項目に対する控除項目として、減損損失累計額の項目をもつて表示することができる。ただし、これら

3 の有形固定資産に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。

計額及び減損損失累計額を控除項目として表示する場合には、減損損失累計額を減価償却累計

額に合算して、減価償却累計額の項目をもつて表示することができる。

(無形固定資産の表示)

第二十九条 各無形固定資産に対する減価償却累計額及び減損損失累計額は、当該各無形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各無形固定資産の金額として表示しなければならない。

(外部出資の表示)

第三十条 外部出資は、子会社出資（子会社の株式（売買目的有価証券に該当する株式を除く。）又は持分をいう。）の項目をもつて別に表示しなければならない。

(繰延税金資産等の表示)

第三十一条 流動資産に属する繰延税金資産の金額及び流動負債に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として流動資産又は流動負債に表示しなければならない。

2 固定資産に属する繰延税金資産の金額及び固定負債に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として固定資産又は固定負債に表示しなければならない。

(繰延資産の表示)

第三十二条 各繰延資産に対する償却累計額は、当該各繰延資産の金額から直接控除し、その控除残高を各繰延資産の金額として表示しなければならない。

(通則)

第三十三条 法第五十三条第二項の規定により各事業年度ごとに組合が作成すべき損益計算書については、この款の定めるところによる。（損益計算書の区分）

第三十四条 損益計算書は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。この場合においては、各項目について細分することができる。

一 事業収益
二 賦課金等収入（法第二十二条第一項又は第二十三条の規定に基づき徴収したものをいふ。以下同じ。）
三 事業費用
四 一般管理費
五 事業外収益
六 事業外費用

七 特別利益
八 特別損失

2 事業収益に属する収益は、売上高、受取手数料、受取施設利用料、受取貸付利息、受取保管料、受取検査料その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。

3 賦課金等収入に属する収益は、賦課金收入、参加料収入、負担金収入その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。

4 事業費用に属する費用は、売上原価、販売費、購買費、生産・加工費、運送費、転貸支払費、利息その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。

5 一般管理費に属する費用は、人件費、業務費、諸税負担金その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。

6 事業外収益に属する収益は、受取利息（法第十三条第一項第三号又は第十九条第一項第四号の事業として受け入れたものを除く。）、外部出資に係る出資配当金の受入額その他の項目に細分しなければならない。

7 事業外費用に属する費用は、支払利息（法第十三条第一項第三号又は第十九条第一項第四号の事業として支払ったものを除く。）、創立費償却、寄付金その他の項目に細分しなければならない。

8 特別利益に属する利益は、固定資産売却益、補助金収入、経常的経費に充てるべきものとして交付されたものを除く。）、前期損益修正益その他他の項目の区分に従い、細分しなければならない。

9 特別損失に属する損失は、固定資産売却損、固定資産圧縮損、減損損失、災害による損失、前期損益修正損その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。

10 第二項から前項までの規定にかかわらず、第二項から前項までに規定する各収益若しくは費用又は利益若しくは損失のうち、その金額が重複して表示されることがない場合は、各項目の区分には、適当な項目に細分することができる。

11 組合が二以上の異なる種類の事業を行つている場合には、第一項第一号から第四号までに掲げる収益又は費用は、事業の種類ごとに区分することができる。

12 損益計算書の各項目は、当該項目に係る収益若しくは費用又は利益若しくは損失を示す適當な名称を付さなければならない。

（事業総損益金額）

第三十五条 事業収益に賦課金等収入を加算して得た額から事業費用を減じて得た額（以下「事業総損益金額」という。）は、事業総利益金額として表示しなければならない。

2 組合が二以上の異なる種類の事業を行つている場合には、事業総利益金額は、事業の種類ごとに区分し表示することができる。

3 前二項の規定にかかわらず、事業総利益金額が零未満である場合には、零から事業総利益金額を減じて得た額を、事業総損失金額として表示しなければならない。

(事業損益金額)

第三十六条 事業総損益金額（当該金額が二以上ある場合には、その合計額）から一般管理費の合計額を減じて得た額（以下「事業損益金額」という。）は、事業利益金額として表示しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、事業損益金額が零未満である場合には、零から事業損益金額を減じて得た額を、事業損失金額として表示しなければならない。

(経常損益金額)

第三十七条 事業損益金額に事業外収益を加算して得た額から事業外費用を減じて得た額（以下「経常損益金額」という。）は、経常利益金額として表示しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、経常損益金額が零未満である場合には、零から経常損益金額を減じて得た額を、経常損失金額として表示しなければならない。

(税引前当期純損益金額)

第三十八条 経常損益金額に特別利益を加算して得た額から特別損失を減じて得た額（以下「税引前当期純損益金額」という。）は、税引前当期純利益金額として表示しなければならない。

2 前項の規定にかかるとおり、税引前当期純損益金額に特別損失を加算して得た額（以下「税引前当期純損益金額」という。）は、税引前当期純損失金額として表示しなければならない。

(税等)

11 組合が二以上の異なる種類の事業を行つている場合には、第一項第一号から第四号までに掲げる収益又は費用は、事業の種類ごとに区分することができる。

12 損益計算書の各項目は、その内容

一 法人税等調整額（税効果会計（貸借対照表等に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。）の適用により計上される前号に掲げる法人税等の調整額をいう。）

2 法人税等の更正、決定等による納付税額又は当期純損益金額として表示する場合には、前項第一号に掲げる還付税額がある場合には、前項第一号に掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付した項目の金額を含めて表示することができる。

3 当期純損益金額をもつて表示するものとする。ただし、これらは、当該還付税額の合計額を減じて得た額（以下「当期純損益金額」という。）は、当期純損益金額として表示しなければならない。

(当期純損益金額)

第四十条 第一号及び第二号に掲げる額の合計額から第三号及び第四号に掲げる額の合計額を減じて得た額（以下「当期純損益金額」という。）は、当期純損益金額として表示することができる。

2 前項の規定にかかるとおり、税引前当期純損益金額をもつて表示するものとする。ただし、これらは、当該還付税額の合計額を減じて得た額（以下「当期純損益金額」という。）は、当期純損益金額として表示しなければならない。

3 前項第一号及び第二号に掲げる項目の金額

2 前項第二項に規定する場合（同項ただし書きを除く。）において、還付税額があるときは、当該納付税額

3 前条第一項第一号及び第二号に掲げる項目の金額

2 前項の規定にかかるとおり、税引前当期純損益金額をもつて表示するものとする。ただし、これらは、当該還付税額の合計額を減じて得た額（以下「当期純損失金額」という。）は、当期純損失金額として表示しなければならない。

3 前項第一号及び第二号に掲げる項目の金額

2 前項の規定にかかるとおり、税引前当期純損益金額をもつて表示するものとする。ただし、これらは、当該還付税額の合計額を減じて得た額（以下「当期純損失金額」という。）は、当期純損失金額として表示しなければならない。

3 前項第一号及び第二号に掲げる項目の金額

2 前項の規定にかかるとおり、税引前当期純損益金額をもつて表示するものとする。ただし、これらは、当該還付税額の合計額を減じて得た額（以下「当期純損失金額」という。）は、当期純損失金額として表示しなければならない。

3 前項第一号及び第二号に掲げる項目の金額

2 前項の規定にかかるとおり、税引前当期純損益金額をもつて表示するものとする。ただし、これらは、当該還付税額の合計額を減じて得た額（以下「当期純損失金額」という。）は、当期純損失金額として表示しなければならない。

二 貸倒引当金繰入額の表示

一 貸倒引当金繰入額

二 貸倒引当金戻入益

三 特別利益

(貸倒引当金繰入額)

一 貸倒引当金繰入額

二 貸倒引当金戻入益

三 特別利益

(貸倒引当金戻入額)

一 貸倒引当金戻入益

二 特別利益

(貸倒引当金戻入額)

一 法人税等調整額（税効果会計（貸借対照表等に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。）の適用により計上される前号に掲げる法人税等の調整額をいう。）

2 法人税等の更正、決定等による納付税額又は当期純損益金額として表示する場合には、前項第一号に掲げる還付税額がある場合には、前項第一号に掲げる項目の金額を含めて表示することができる。

3 当期純損益金額をもつて表示するものとする。ただし、これらは、当該還付税額の合計額を減じて得た額（以下「当期純損益金額」という。）は、当期純損益金額として表示しなければならない。

(当期純損益金額)

一 税引前当期純損益金額

二 前条第二項に規定する場合（同項ただし書きを除く。）において、還付税額があるときは、当該納付税額

三 前条第一項第一号及び第二号に掲げる項目の金額

2 前項の規定にかかるとおり、税引前当期純損益金額をもつて表示するものとする。ただし、これらは、当該還付税額の合計額を減じて得た額（以下「当期純損失金額」という。）は、当期純損失金額として表示しなければならない。

3 前項第一号及び第二号に掲げる項目の金額

一 法人税等調整額（税効果会計（貸借対照表等に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。）の適用により計上される前号に掲げる法人税等の調整額をいう。）

2 法人税等の更正、決定等による納付税額又は当期純損益金額として表示する場合には、前項第一号に掲げる還付税額がある場合には、前項第一号に掲げる項目の金額を含めて表示することができる。

3 当期純損益金額をもつて表示するものとする。ただし、これらは、当該還付税額の合計額を減じて得た額（以下「当期純損益金額」という。）は、当期純損益金額として表示しなければならない。

(当期純損益金額)

一 税引前当期純損益金額

二 前条第二項に規定する場合（同項ただし書きを除く。）において、還付税額があるときは、当該納付税額

三 前条第一項第一号及び第二号に掲げる項目の金額

2 前項の規定にかかるとおり、税引前当期純損益金額をもつて表示するものとする。ただし、これらは、当該還付税額の合計額を減じて得た額（以下「当期純損失金額」という。）は、当期純損失金額として表示しなければならない。

3 前項第一号及び第二号に掲げる項目の金額

- 四 出資一口当たりの分配額
前項第四号に掲げる事項については、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 残余財産の分配を完了した日
二 残余財産の全部又は一部が金銭以外の財産である場合には、当該財産の種類及び価額

(第六章 雜則)

(検査の請求)
(法第八十一条第一項の規定により組合に対する検査を請求しようとする者は、様式第九による請求書に、組合員の名簿及びその総数の十分の一以上の同意を得たことを証する書面を添えて提出しなければならない。
(決算関係書類の提出)

第七十五条 法第八十二条第一項の規定により組合の決算関係書類を提出しようとする者は、様式第十による提出書に、次の書類を添えて提出しなければならない。

一 事業報告書
二 財産目録
三 貸借対照表
四 捐益計算書
五 剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面
六 前各号の書類を提出した通常総会の議事録
又はその謄本

二 組合は、やむを得ない理由により法第八十二条第一項に規定する期間内に前項の書類の提出をすることができない場合には、あらかじめ行政庁は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした組合が第二項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

三 組合は、前項の規定による承認を受けようとするときは、様式第十一による申請書に理由書を添付して行政庁に提出しなければならない。

四 行政庁は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした組合が第二項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

(条例等に係る適用除外)

第七十六条 第二条、第四条、第五条、第九条、第十三条、第十二条、第五十五条、第六十二条、第六十三条、第六十八条、第六十九条、第七十四条及び第七十五条の規定は、都道府県又

は市（特別区を含む。）の条例、規則その他の定めに別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。

附則（令和
省令第九二號）

附 則（令和二年一二月二八日經濟產業省令第九二号）

- | | |
|---|--|
| <p>附 則</p> <p>(施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>(経過措置) 第二条 この省令の施行の際にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類(第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。)は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。</p> <p>2 この省令の施行前に到来した決算期に係る決算関係書類及び事業報告書の作成については、この省令の施行後も、なお従前の例による。</p> <p>3 前項の規定は、この省令による改正後の商店街振興組合法施行規則の規定に基づき決算関係書類及び事業報告書を作成する旨を決定した組合については、適用しない。</p> <p>この省令の施行後最初に到来する決算期に組合が作成すべき決算関係書類及び事業報告書については、第二十三条第三項及び第四項、第二十四条第二項、第二十五条(第一項を除く。)、第二十六条から第三十二条まで、第三十四条第二項から第十項まで、第三十五条から第四十一条まで、第四十三条(第一項を除く。)、第四十四条(第一項を除く。)、第四十七条並びに第十八条の規定を適用しないことができる。</p> <p>附 則 (平成一九年九月二八日経済産業省令第一〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>省令第六六号</p> <p>省令第五三号</p> <p>附 則 (平成二〇年八月二〇日経済産業省令第三六号) 抄</p> <p>この省令は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年九月三十日)から施行する。</p> <p>附 則 (平成二七年四月三〇日経済産業省令第四四号) 抄</p> <p>この省令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十年十月一日)から施行する。</p> <p>附 則 (令和元年九月一一日経済産業省令第三六号)</p> <p>この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るために関係法律の整備に関する法律の施行の日(令和元年九月十四日)から施行する。</p> | <p>附 則</p> <p>(施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>(経過措置) 第二条 この省令の施行の際にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類(第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。)は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。</p> <p>2 この省令の施行の際にある旧様式による用紙(第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。)については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。</p> <p>附 則 (令和三年三月一日経済産業省令第一〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>省令第六六号</p> <p>省令第五三号</p> <p>附 則 (令和三年五月一四日経済産業省令第四六号) 抄</p> <p>この省令は、会社法の一部を改正する法律の施行規則第四十八条第三号ニからハまで及び第三号の二の規定並びに改正後の輸出入取引法施行規則第三十九条第三号ニからハまで及び第三号の二の規定は、施行日以後に締結された補償契約及び役員賠償責任保険契約について適用する。</p> <p>2 この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (令和五年一二月二八日経済産業省令第六三号) 抄</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p> |
|---|--|

様式第2 (今後改めて一括改定)
年月日
般
組合の住所及び名称
組合を代表する理事の氏名
商店街振興組合(運営会社)役員氏名(社姓)更迭登記書
役員の氏名(住所)に変更がありますので、商店街振興組合登記の欄に

株式会社	(社名・店舗名・営業所名)	年 月 日
般		
般会員証の発行を申請する場合は、(社名)の住所 及び名称を記入して下さい。		
西日本自動車連盟会員の場合は、(会員登録番号)を記入して下さい。		
商店街連携会員の場合は、(会員登録番号)の場合は、(会員登録番号)を記入して下さい。		
販売実績証明書の提出の有無により販売実績(会員の販売の月別 実績を受けたもので、別途販売額まで記入して下さい。)		
□		
1	会員登録住所	
2	会員登録名	
3	会員登録する理事の氏名	
4	認定会員登録する理事及び認定の理由	
5	申請書提出	
6	審査結果に対する總務部の採択を示した場合には、その年月日	

様式第4	(主たる事務の一部若き者)	年 月 日
般在職員少司馬中隊幹事會の所存 各官署に送付		
新宿御苑合併(連合会) 県民運動組合事務局印		
商店街振興組合(連合会) に於いては運営の実績ある事務局に贈り得 新宿御苑合併(連合会) 募金をもととするのための販賣の実績を受けたので、 販賣部長へ贈りて御内緒を申します。		
記		
1	甚野の内助	
2	藤原の内助	
3	経田の内助	
4	児玉の内助	
5	甲斐の内助	
6	密賀合に對する役員販賣の贈みをした場合には、その甲斐日	

様式第5 (今2種類あり。一般版用)
年 月 日
般
組合の住所及び名称
組合を代表する理事の氏名
商店街振興組合(聯合会)店舖更替登記申請書
商店街振興組合が所有する(或は使用する)商店街振興組合(聯合会)の店舗更替登記の手続を記載して申します。

様式第6 (セ) 面接用印(参考表)	年 月 日
様式の右側及び名前 様式を代用する場合は、 該会員の名前 商店街振興組合(連合会)、解説団の名前 商店街振興組合(連合会)を解散しまして、商店街振興組合連合会の名前 の便宜により下記のとおり基づけます。	
記	
1. 前項の年月日 2. 前項の提出	

様式第7 (乙)表面(600、一部修正)	年月日
般	
合符所有者並其被代理人及び会員 並びにその会員を代表する事務の名前	
合符によりて通常の手帳の会員及び会員 並びにその会員を代表する事務の名前	
良吉街銀座組合(連合会)会員認印中間書	
高木部屋銀座組合会員認印(連合会)並に御銀座銀座組合(連合会)の会員 認印を併せ付けて、第一項の規定による御銀座銀座組合(連合会)の会員 認印を併せ付けて、第一項の規定による御銀座銀座組合(連合会)の会員	

樣式第8

式様第3 (今2種類ある) 一般(会員)
年 月 日
般
合券によって成立する組合会員並びに名前
合券によって開設する会員の名前並びに名前
並びにその開設する会員の名前並びに名前
販賣及び其の名前並びに名前
商店街組合(会員会) 合併印合せ
商店街組合会員名簿(会員登録簿) 例題により商店街組合(会員会)の合併印
詳記可付けないので、別途規範を記入して置く

樣式第9

様式第9 (令和新規版) (改正版)
段
検査を請求する組合員の性別及び会員名は
複数選択用箇所 (複数会員)
検査請求書
複数選択用箇所 (複数会員) の規定により複数選択用箇所 (複数会員) に対する
複数を請求したい時は、別紙類を数枚下記のとおり記入します。
記
1 組合員の性別
2 組合員の会員名
3 組合員代請求する運送業者の会員名
4 検査請求用の登録番号

樣式第10

株式会社(会社名) 年月日
代表者名
組合小売業及び会員
組合を代表する理事会の代表
東京都渋谷区渋谷(本店所在地) 東京都渋谷区渋谷(出店場所) に係る新規新規開設
組合会員新規出店開設新規出店開設新規出店開設新規出店開設新規出店開設新規出店開設
の開設届出書類を提出して申願します。